

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条又は表に対応する改正後の欄の条又は表が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の条又は表を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
目次	目次
第4章 廃棄物の適正な処理の推進（第19条— <u>第25条</u> ）	第4章 廃棄物の適正な処理の推進（第19条— <u>第26条の2</u> ）
第5章 <u>一般廃棄物処理手数料</u> （第26条・第27条）	第5章 <u>廃棄物処理手数料等</u> （第27条—第29条）
第6章 一般廃棄物処理業等（ <u>第28条</u> —第36条）	第6章 一般廃棄物処理業等（ <u>第30条</u> —第36条） （一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物）
	第25条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。 （準用）
	第26条 第20条から第24条までの規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。この場合において、第20条第1項中「法第6条の2第2項の一般廃棄物処理基準」とあるのは「法第12条第1項の産業廃棄物処理基準」と、「同条第3項の特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのは「法第12条の2第1項の特別管理産業廃棄物処理基準」と読み替えるものとする。
（資源物の収集又は運搬の禁止等）	（資源物の収集又は運搬の禁止等）
<u>第25条</u> （略）	<u>第26条の2</u> （略）
第5章 <u>一般廃棄物処理手数料</u> （一般廃棄物処理手数料）	第5章 <u>廃棄物処理手数料等</u> （一般廃棄物処理手数料）
<u>第26条</u> 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物の収集、	<u>第27条</u> 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物の収集、

<p>運搬及び処分に関し、<u>別表</u>に定める<u>一般廃棄物処理手数料</u>を徴収し、又は納付させるものとする。</p> <p>(<u>手数料</u>の減免)</p>	<p>運搬及び処分に関し、<u>別表第1</u>に定める<u>廃棄物処理手数料</u>を徴収し、又は納付させるものとする。</p> <p>(産業廃棄物処理費用)</p>
<p><u>第27条</u> 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、<u>前条</u>の<u>一般廃棄物処理手数料</u>を減免し、又は免除することができる。</p> <p>(一般廃棄物処理業の許可)</p>	<p><u>第28条</u> 市長は、法第13条第2項の規定により、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、<u>別表第2</u>に定める<u>廃棄物処理</u>に要する費用を徴収する。</p> <p>(<u>手数料等</u>の減免)</p> <p><u>第29条</u> 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、<u>第27条</u>の<u>廃棄物処理手数料</u>又は<u>前条</u>の<u>廃棄物処理に要する費用</u>を減免し、又は免除することができる。</p> <p>(一般廃棄物処理業の許可)</p>
<p><u>第28条</u> (略)</p> <p>(浄化槽清掃業の許可)</p>	<p><u>第30条</u> (略)</p> <p>(浄化槽清掃業の許可)</p>
<p><u>第29条</u> (略)</p> <p>(変更の許可)</p>	<p><u>第31条</u> (略)</p> <p>(変更の許可)</p>
<p><u>第30条</u> <u>第28条</u>第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p><u>第32条</u> <u>第30条</u>第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 <u>第28条</u>第3項及び第7項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>(事業の停止)</p>	<p>2 <u>第30条</u>第3項及び第7項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>(事業の停止)</p>
<p><u>第31条</u> 市長は、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者又は<u>第29条</u>第1項の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(4) <u>第28条</u>第3項又は<u>第29条</u>第2項に定める許可要件に適合しなくなったとき。</p> <p>(許可の取消し)</p>	<p><u>第33条</u> 市長は、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者又は<u>第31条</u>第1項の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(4) <u>第30条</u>第3項又は<u>第31条</u>第2項に定める許可要件に適合しなくなったとき。</p> <p>(許可の取消し)</p>
<p><u>第32条</u></p> <p>(1) 法第7条第5項第4号イから<u>ル</u>までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2</p> <p>(4) <u>第28条</u>第3項又は<u>第29条</u>第2項に定める許可要件に適合しなくなったとき。</p> <p>(弁明の機会の付与)</p> <p><u>第33条</u> 市長は、<u>第31条</u>又は前条第2項の規定に</p>	<p><u>第33条の2</u></p> <p>(1) 法第7条第5項第4号イから<u>ヌ</u>までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>2</p> <p>(4) <u>第30条</u>第3項又は<u>第31条</u>第2項に定める許可要件に適合しなくなったとき。</p> <p>(弁明の機会の付与)</p> <p><u>第33条の3</u> 市長は、<u>第33条</u>又は前条第2項の規</p>

よる処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(許可申請手数料)

第34条

(1) **第28条**若しくは**第29条**の規定により業の許可若しくはその更新を受けようとする者又は**第30条**の規定により事業範囲の変更の許可を受けようとする者 1件につき **5,000円**

(2) 第36条の規定により許可証の再交付を受けようとする者 1件につき **3,000円**

(春日部市行政手続条例の適用除外)

第40条 **第25条**第3項の規定による命令については、春日部市行政手続条例(平成17年条例第4号)第3章の規定は、適用しない。

第42条 **第25条**第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

別表(第26条関係)

種別	区分	基準	手数料	備考	
し尿	普通便槽	世帯割	1世帯につき月額	280円	(1) くみ取回数 は、月2回を原則とする。 (2) 人員割については、住民基本台帳に登録された月の初日現在における当該世帯人員とする。ただし、1歳未満は除く。
		人員割	1人につき月額	220円	
	無臭方式便槽	世帯割	1世帯につき月額	280円	
		人員割	1人につき月額	260円	

定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(許可申請手数料)

第34条

(1) **第30条**若しくは**第31条**の規定により業の許可若しくはその更新を受けようとする者又は**第32条**の規定により事業範囲の変更の許可を受けようとする者 1件につき **3,000円**

(2) 第36条の規定により許可証の再交付を受けようとする者 1件につき **2,000円**

(春日部市行政手続条例の適用除外)

第40条 **第26条の2**第3項の規定による命令については、春日部市行政手続条例(平成17年条例第4号)第3章の規定は、適用しない。

第42条 **第26条の2**第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

別表第1(第27条関係)

種別	区分	基準	手数料	備考	
動物の死体	犬、ねこ、その他の動物	1頭につき	2,550円		
し尿	普通便槽	世帯割	1世帯につき月額	280円	(1) くみ取回数 は、月2回を原則とする。 (2) 人員割については、住民基本台帳に登録された月の初日現在における当該世帯人員とする。ただし、1歳未満は除く。
		人員割	1人につき月額	220円	
	無臭方式便槽	世帯割	1世帯につき月額	280円	
		人員割	1人につき月額	260円	

その 他の 一般 廃棄 物	市が収 集し、 運搬し、 及び処 分する 家庭か ら排出 された 粗大ご み	定額 制	スプリン グ入りマ ットレス 1品	2,00 0円	ただし、 1回につ き、5品ま でとする。
			スプリン グ入りマ ットレス 以外のも の 1品	500 円	
施設に 搬入す る一般 廃棄物	10キログ ラムにつ き	多 量 排 出	2トン車 で収集で きるもの 1台	5,00 0円	ただし、 スプリング 入りマット レスは、1 品につき
					2,000円の 手数料を加 算する。

その 他の 一般 廃棄 物	家 庭 か ら 排 出 す る 粗 大 ご み 制	定額 制	自ら市長の 指定する場 所へ搬入す るとき	1 品	250 円	
			市が収集 し、運搬し、 及び処分す るとき	1 品	500 円	ただし、 1回につ き、5品ま でとする。
事業活 動に伴 う一般 廃棄物	10キログ ラムにつ き	多 量 排 出	スプリング 入りマット レス	1 品	2,00 0円	
			市が収集 し、運搬し、 及び処分す るとき	1 台	5,00 0円	ただし、 2トン車で 収集できる ものに限 る。
						ただし、 次の各号に 掲げるもの は、当該各 号に定める 手数料を加 算する。 (1) 粗大 ごみ 1 品につき 500円 (2) スプ リング入 りマット レス 1 品につき 2,000 円

別表第2 (第28条関係)

種別	区分	基準	処理費 用	備考
産業廃 棄物	不燃 物	10キログ ラムにつ き	210円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第32条第1項第1号の規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第34条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(春日部市手数料条例の一部改正)

- 3 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料			別表第1（第2条関係） 市の条例等に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号。以下この項において「条例」という。） <u>第26条</u> の規定による一般廃棄物の収集、運搬及び処分	<u>し尿処理手数料</u>	条例別表に定める額	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号。以下この項において「条例」という。） <u>第27条</u> の規定による一般廃棄物の収集、運搬及び処分	<u>動物死体処理手数料</u>	条例別表第1に定める額
	<u>粗大ごみ処理手数料</u>		春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下この項において「条例」という。） <u>第28</u>	<u>し尿処理手数料</u>	
	<u>一般廃棄物処理手数料</u>			<u>粗大ごみ処理手数料</u>	
				<u>事業系一般廃棄物処理手数料</u>	
				<u>産業廃棄物処理手数料</u>	条例別表第2に定める額

春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下この項において「条例」という。） <b>第28条</b> 及び <b>第29条</b> の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに <b>第30条</b> 及び <b>第36条</b> の規定による変更の許可及び許可証の再交付	一般廃棄物処理業許可・許可更新申請手数料 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請手数料 一般廃棄物処理業許可証再交付手数料 浄化槽清掃業許可・許可更新申請手数料 浄化槽清掃業許可証再交付手数料	条例第34条第1号及び第2号に定める額

条の規定による産業廃棄物の収集、運搬及び処分		
春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下この項において「条例」という。） <b>第30条</b> 及び <b>第31条</b> の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに <b>第32条</b> 及び <b>第36条</b> の規定による変更の許可及び許可証の再交付	一般廃棄物処理業許可・許可更新申請手数料 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請手数料 一般廃棄物処理業許可証再交付手数料 浄化槽清掃業許可・許可更新申請手数料 浄化槽清掃業許可証再交付手数料	条例第34条第1号及び第2号に定める額